

多様な集団活動事業 刈谷市独自の対象施設等の基準について

※下線部が市独自部分

項目	国基準	刈谷市独自基準	独自基準を設ける理由
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どもおおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上（それぞれ小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで算出し、その合計の端数（小数点以下第 1 位）を四捨五入して算出）とする。ただし、常時 2 人以上でなければならない。	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どもおおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上（それぞれ小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで算出し、その合計の端数（小数点以下第 1 位）を四捨五入して算出）とする。ただし、常時 2 人以上でなければならない。 <u>建物がなく、主に屋外において自然体験活動等を実施する場合は、集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない子どもおおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね 25 人につき 1 人以上（それぞれ小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで算出し、その合計の端数（小数点以下第 1 位）を四捨五入して算出）に、少なくとも 1 人を加算した数を配置する。ただし、常時 2 人以上でなければならない。</u>	屋外活動は、屋内に比べ、けがや不審者遭遇等のリスクに特に配慮する必要があるため、各年齢の配置基準を認可施設の配置基準まで引き上げ、さらに少なくとも 1 人増員する。
2 集団活動に従事する者の資格	子どもの数に応じて算出される従事者の必要数のおおむね 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 1	子どもの数に応じて算出される従事者の必要数のおおむね 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にあ	有資格者として、幼稚園教諭・保育士の他、国基準では看護師・子育て支援員となっているが、次の理由により対象としない。 ○看護師：認可施設の配置基準では、乳児の保育

	07号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設等にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)若しくは看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了したもの(1日の利用する子どもの数が5人以下の施設等に限る。)とする。	る施設等にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)とする。	のみ可能とされており、本事業は満3歳以上の小学校就学前子どもが対象となるため。 ○子育て支援員：認可施設の配置基準では、保育士等の有資格者に加えて配置が可能だが、本事業の国基準では、子育て支援員のみの配置で活動可能としている(子ども5人以下の利用の場合に限る。)。安全性の観点から幼稚園教諭・保育士の配置を必須とすることが望ましいため対象外とする。
3 集団活動を行う建物の構造設備及び面積(建物有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)の面積は、おおむね子ども1人当たり1.65平方メートル以上であること。 (2) 調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有す	(1)～(2) 同左 (3) 便所には手洗設備が設けられているとともに、<u>集団活動室及び調理室と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。</u> (4) 同左	安全性や衛生面を考慮し、認可施設と同じ基準とする。

	る設備。以下同じ。）があること。 (3) 便所には手洗設備が設けられていること。 (4) 必要な遊具、用具等を備えること。		
4 非常災害等 に対する措置	(1) 建物を有する場合 ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ウ 集団活動室を2階に設ける建物にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、集団活動室を3階以上に設ける建物にあっては同条第9号の2に規定する耐火建築物であること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。	(1) 建物を有する場合 同左 (2) 建物がない場合 ア 集団活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要と考えられる措置をとること。 <u>イ 緊急事態（地震、落雷、豪雨等の自然災害又は熱中症警戒アラートの発表、不審者遭遇等）が発生した場合の対応方法について定め、これに対する定期的な訓練を実施すること。</u>	屋外活動は、屋内に比べ、自然災害や熱中症警戒アラート、不審者遭遇等のリスクに特に配慮する必要があるため。

	(2) 建物がない場合 集団活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要と考えられる措置をとること。		
5 集団活動内容等	(1) 子ども一人一人の心身の発育及び発達の状況に基づき、適切に活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。	(1) ～ (2) 同左 <u>(3) 子どもの人権擁護、虐待防止等のため、集団活動に従事する者に対し研修を行い、必要な体制を整備すること。</u> <u>(4) 集団活動に従事する者は、保育所保育指針に基づくチェックリスト等による自己評価を行い、集団活動の質の向上に努めること。</u> <u>(5) 子どもの身体及び活動中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、速やかに児童相談所等の関係機関と連携を図ること。</u> <u>(6) 発達上の課題等、個別の支援が必要な子どもについては、活動時の記録等により個々の状況を職員間で共有し、必要に応じて関係機関と連携を図ること。</u>	集団活動を通じて、子どもの権利を守り、健やかな育ちにつなげるため。
6 給食（提供する場合）	(1) 子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。	同左	

7 健康管理・安全確保	子どもの健康観察等を通じて日々の子どもの健康を管理するとともに、子どもの安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。	<u>(1) 子どもの健康観察等を通じて日々の子どもの健康を管理するとともに、子どもの安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</u> <u>(2) 万が一の事故への備え（人的及び物的損害等に対する補償等）として、次に掲げる限度額以上の賠償責任保険の他、必要な保険に加入すること。</u> <u>ア 1回の事故につき、1億円</u> <u>イ 1人の事故につき、1千万円</u> <u>(3) 医療機関との相談体制を確保すること。</u> <u>(4) 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練を実施するとともに、必要な救急救命用具を常備すること。</u> <u>(5) 集団活動に係る移動又は送迎等のために自動車等により移動をするときは、チェックシート等により子どもの所在確認を確実にすること。</u>	万が一の事故等への備えと、通園バスの置き去りのような事故を防止するため。
8 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。	活動の内容及び運営に関する重要事項について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。	活動内容だけでなく、各種料金や職員配置、健康管理・安全確保などの体制、損害に対する補償など運営に関する重要事項が確実に提供される必要があるため。

9 職員及び在籍児に係る帳簿の整備	職員及び子どもの状況を明らかにする帳簿等を整備すること。	同左	
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	同左	